

1 計画の概要

- (1) **趣旨**
現計画の計画期間（平成 29 年度～令和 5 年度）が満了することから、令和 5 年度末を目途に、「広島市障害者計画」を新たに策定する。
- (2) **計画の位置づけ**
障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、第 6 次広島市基本計画の障害福祉分野に関する部門計画
- (3) **計画期間**
令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間
- (4) **計画の内容**
国の「障害者基本計画」を踏まえるとともに、本市の他の関連する諸計画との整合性を保ちながら、広島市の障害者施策の総合的な計画として策定

2 改定にあたってのポイント

- (1) **持続可能な開発目標（SDGs）との関連付け**
第 6 次広島市基本計画において、本市の都市像である「国際平和文化都市」の具現化に向け、SDGs を同計画に掲げる施策の目標として位置付けており、本計画においても、施策の方針に SDGs を関連付け、その達成に向けて施策を推進する。
- (2) **障害者を取り巻く社会情勢の変化への対応**
障害者差別解消法の改正や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を受けて、社会的障壁除去に向けた取組をより推進していくため、障害特性に配慮した適切な情報保障を実施するなど、障害者が必要とする情報を十分に取得できるようアクセシビリティの向上に努める。

3 現状と課題

現計画の施策の柱 (2018-2023)	施策項目	主な新規・拡充の取組
虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	○虐待の防止と差別の解消の推進 ○あらゆる障害や障害者についての理解の促進 ○障害者主体の市民との交流の促進 ○市民主体の活動等の支援	・障害者虐待防止事業 ・障害者差別解消に向けた相談体制の充実の検討 ・紛争の解決等のための障害者差別解消推進条例の制定 ・地域のサロン等の交流の場への障害者の参加促進策の検討
安全・安心な生活環境整備の推進	○外出しやすいまちづくりの推進 ○安心して暮らせる住まいの確保の支援 ○防災・防犯等の災害時支援対策の推進	・避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援 ・聴覚障害者等 119 番通報手段の確保 ・福祉避難所の設置
相談支援の充実	○切れ目のない相談支援体制の整備・充実 ○権利や財産を守る取組の推進	・基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の体制の見直し ・地域生活支援拠点の整備 ・重症心身障害児(者)相談支援事業
地域生活支援の充実	○福祉サービスの必要な量と質の確保 ○保健・医療・リハビリテーションの充実 ○支援を担う人材の確保 ○情報・コミュニケーション支援の充実	・地域共生社会に向けた体制整備 ・障害者総合支援法の改正に基づく新たなサービスや負担軽減の実施 ・障害者の医療についてのニーズや医療機関の状況についての把握 ・市長記者会見の手話通訳・字幕付インターネット動画の配信
発達支援と教育の充実	○総合的な発達支援の充実 ○自立に向けた教育の充実	・障害のある子どもへの医療的ケア実施事業 ・特別支援教育におけるタブレット端末の活用事業 ・生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた関係部局との検討
活躍支援の充実	○スポーツ・文化芸術活動の促進 ○総合的な就労支援の充実 ○障害者雇用の拡大・定着	・区スポーツセンターでの障害者への支援や利用の充実 ・図書館での障害者向けサービスの提供 ・ピースアート作品展の開催及び商品化に向けた取組

(1) 障害者を取り巻く環境・社会情勢の変化（障害福祉施策の動向）

- ・ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定【平成 29 年 2 月】
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行【平成 30 年 4 月】
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正【平成 30 年 4 月】
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行【平成 30 年 6 月】
- ・障害者雇用促進法の一部改正法の施行【令和元年 6 月】
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行【令和元年 6 月】
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部改正法の施行【令和 2 年 6 月】
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立【令和 3 年 5 月】
- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行【令和 4 年 5 月】

(2) 各障害手帳等統計の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
広島市人口	1,193,556 人	1,194,524 人	1,194,330 人	1,192,589 人	1,186,408 人
身体障害者	41,494 人	41,495 人	41,689 人	41,835 人	41,536 人
知的障害者	8,729 人	8,969 人	9,127 人	9,365 人	9,641 人
精神障害者	14,986 人	15,936 人	16,884 人	17,566 人	18,446 人
手帳所持者全体	65,209 人	66,400 人	67,700 人	68,766 人	69,623 人
本市人口中の比率	5.46%	5.56%	5.67%	5.77%	5.87%

広島市の各障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の令和 3 年 3 月末時点の所持者数の合計は、69,623 人（広島市全体人口比で 5.87%）となっている。今後も高齢化の進展等とあいまって、障害者手帳所持者数の割合が増えていくと推測される。

(3) 令和 4 年障害福祉等に関するアンケート調査結果（抜粋）

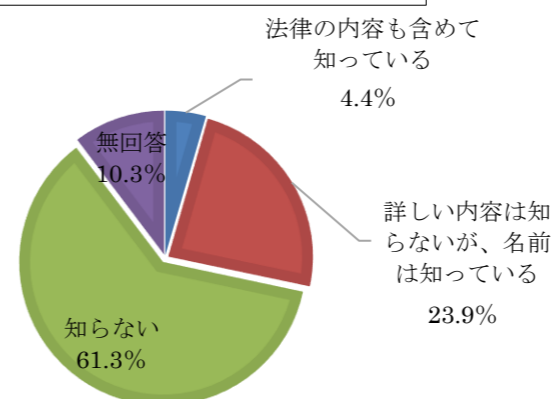
ア 調査の概要

- 調査対象 広島市内に居住する障害のある方の中から 5,320 人を無作為抽出
- 調査方法 郵送
- 回収数 2,708 人（51%）
- 調査時期 令和 4 年 8 月下旬～令和 4 年 9 月 30 日

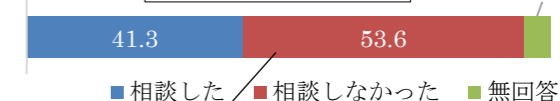
イ 調査結果

- 障害者差別解消法について「知らない」人が 61.3% いる。
- 民間事業者等における、障害のある人への配慮として良くなったと思うことや改善されたと思うことは、「特になし、わからない」と答えた人が 66.5% いる。
- 差別や病気を理由に嫌な思いをしたことが「ある」人で、誰かに「相談しなかった」人は 53.6% で、そのうち、相談しなかった理由として、「相談先が分からない」人が 31.5% いる。

障害者差別解消法を知っているか



誰かに相談したか



相談しなかった理由は何か

【内訳(抜粋)※複数回答】

- ・相談先が分からないから 31.5%
- ・相談することでもないと思ったから 30.2%
- ・相談する人がいないから 28.8%
- ・他人を巻き込みたくなかったから 15.2%
- ・恥ずかしくて相談できないから 11.4%
- ・他の方法で解決したため 7.3%
- ・情報漏洩が不安だったから 6.8%

4 次期計画の体系案

基本理念

本市の第6次広島市基本計画の基本理念を踏まえるとともに、障害者、高齢者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々が、主体的に人と人とのつながりを育むことにより、暮らしにおける安心感や生きがい、さらには地域の豊かさを共に生み出す「地域共生社会」の実現を目指した、現計画の考え方を踏襲する。

(現計画の理念の継続)

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域をともに創る「まち」広島を実現する。

基本的視点

国の第5次障害者基本計画(案)の基本原則及び横断的視点や広島市実施計画の基本的方向性、現計画の施策の推進状況や課題等を踏まえ、現計画と同様に基本理念実現のために全ての施策に共通する3つの視点を掲げたうえで、計画に基づく各施策を取り組む。

1 障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けて、社会のあらゆる場面のアクセシビリティを向上させるとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する

2 障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点において、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を受けながら、安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備する

3 障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する

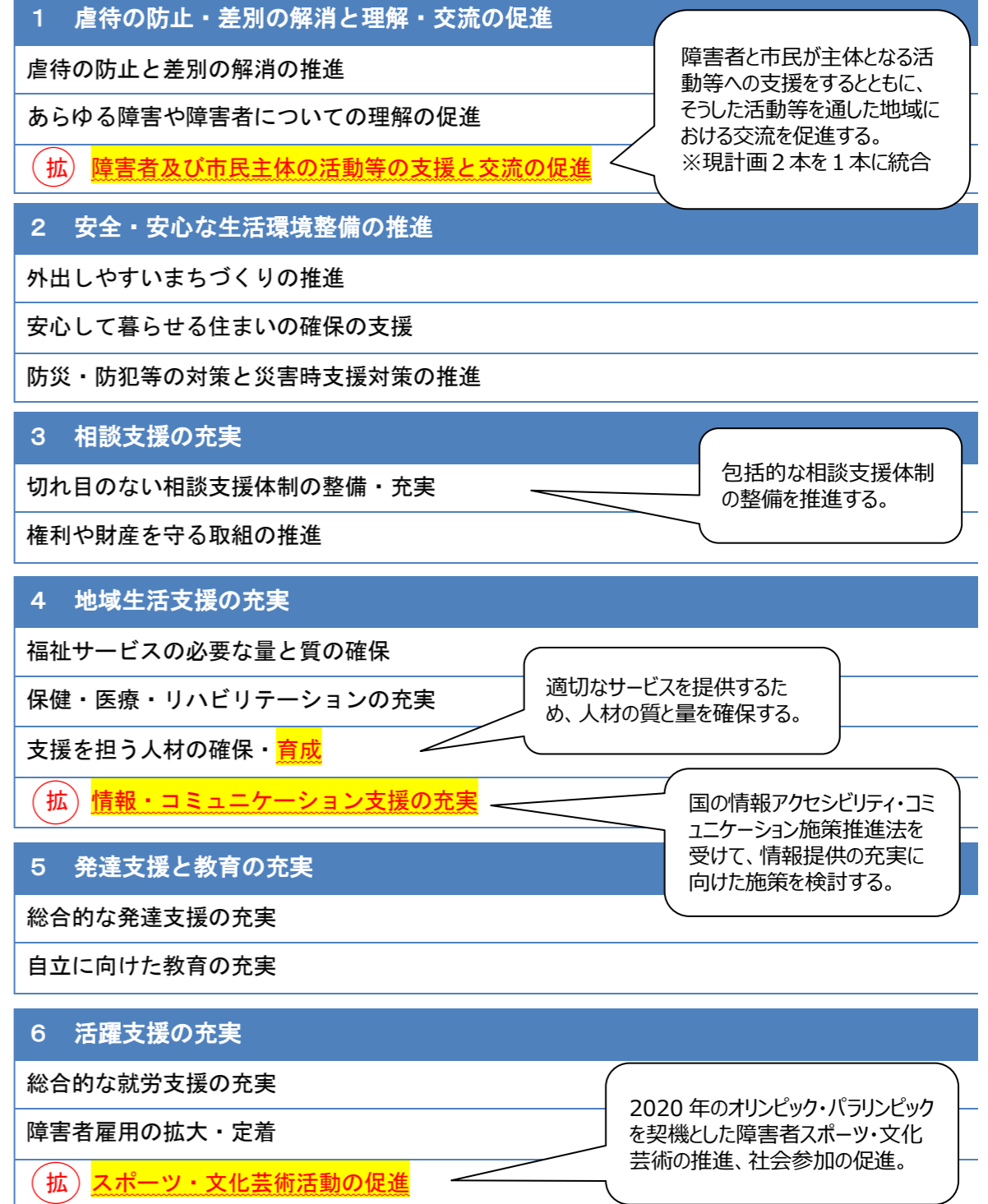
基本理念を実現するため、保健・医療・福祉のほか、雇用やスポーツ・文化芸術活動、生活環境整備などの幅広い分野の各事業や取組を推進するに当たり、障害福祉等に関するアンケート調査結果や社会情勢の変化等を踏まえながら、3つの基本的視点に対応する重点項目を掲げることとする。

重点項目

基本的視点1	<p>【差別の解消及び権利擁護の推進】 本市では、令和2年10月に「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行し、相談体制や紛争解決のための体制整備等に取り組んでいる。共生社会の実現に向け、障害及び障害者への理解促進のために啓発等に取り組むとともに、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例に基づく、障害者差別解消に向けた取組を推進する。</p> <p>【新】【情報保障・意思疎通支援の充実】 国において、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行され、障害の有無に関わらず、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上が必要。情報取得やコミュニケーションにおいては、できる限り、それぞれの障害特性に応じた情報提供や意思疎通支援の充実に努める。</p>
基本的視点2	<p>【住み慣れた地域や生活の拠点での安心・安全な暮らしの確保】 住み慣れた地域で日常生活を維持するためのきめ細やかなサービスの提供、介助者や支援者の高齢化及び親亡き後の支援が課題。円滑なサービスにつながるよう、属性や世代を問わず相談を受け止め、各支援機関と連携を図りながら、地域において包括的に支援していく体制の整備や相談支援体制の充実に努める。</p>
基本的視点3	<p>【社会参加や就労による活躍の支援】 共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず、それぞれの適性やニーズに応じた就労の場や働き方を選択して、やりがいを持って働くことができるよう支援する。 また、地域での活動や行事に参加しやすい環境づくりや、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした、障害者スポーツへの関心を高めるための普及啓発などに取り組み、相互理解や社会参加を図る。</p>

施策体系

基本理念を実現するためには、4つの重点項目に関する取組に加え、ソフト・ハード面にわたる幅広い分野の取組が必要であることから、本市の障害者関連施策を網羅する“施策の柱”を掲げ、現計画と同様に各柱に関連する施策項目を整理し、具体的な事業や取組を実施する。



持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能で「誰一人取り残さない」社会を実現するため、令和12年までに達成すべき17の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられた。

本計画においては、関連するSDGsの目標の達成に寄与するため、障害のある人の自立や社会参加の支援等具体的な取組を進めていく。

本計画に関連する主なSDGs

